

国住担第30号
令和2年4月8日

各既存住宅状況調査技術者講習実施機関 御中

国土交通省住宅局住宅生産課



既存住宅状況調査技術者講習における新型コロナウイルス感染症 への対応について（第2報）

日頃より住宅生産行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「既存住宅状況調査技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月27日付国住担第305号）」により、4月末まで既存住宅状況調査技術者講習の実施を控えること等を要請するとともに、5月以降の既存住宅状況調査技術者講習の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者講習を行う既存住宅状況調査技術者講習実施機関におかれましては、今後の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 既存住宅状況調査技術者講習を行う既存住宅状況調査技術者講習実施機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年4月末まで実施を控えていただきますようお願いしているところですが、本措置を5月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。これまでと同様に、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者によく周知いただきますようお願い申し上げます。なお、講習を実施する場合においても、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いします。

なお、6月以降の既存住宅状況調査技術者講習の実施については感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

2. 既存住宅状況調査技術者講習実施機関の業務の実施にあたっては、下記の点に留意ください。

電子申請又は郵送による申込の受付等を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施、換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

相当数の職員の出勤が困難となったこと等により、休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等で周知するとともに、国土交通省担当窓口にメール等で報告すること。また、この際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

【問合せ先】

国土交通省住宅生産課 二見、辻本

TEL 03-5253-8111